

建築基準法別表第四 { 抜粋・羽曳野市 } 日影による中高層の建築物の制限

	(い) 地域又は区域	(ろ) 制限を受ける建築物	(は) 平均地盤面からの高さ	(に)			
				容積率		敷地境界線からの水平距離が10メートル以内の範囲における日影時間	敷地境界線からの水平距離が10メートルを超える範囲における日影時間
一	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域	軒の高さが7メートルを超える建築物 又は 地階を除く階数が3以上の建築物	1.5メートル	10/10	(二)	4時間	2.5時間
				15/10	(三)	5時間	3時間
二	第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	高さが10メートルを超える建築物	4メートル	20/10	(二)	4時間	2.5時間
三	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域		4メートル	20/10	(二)	5時間	3時間
四	市街化調整区域		4メートル	全区域	(二)	4時間	2.5時間

この表において、平均地盤面からの高さとは、当該建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面からの高さをいうものとする

※一～三の地域については昭和54年4月1日、四の市街化調整区域は平成9年4月1日より施行。

市街化調整区域	建ぺい率 60%	容積率 200%	平成8年9月1日施行
---------	----------	----------	------------